

財形期日指定定期預金規定

2020年7月1日改定

新潟信用金庫

1. (この規定の取引における契約の成立)

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

2. (預入れの方法等)

- (1) 財産形成期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入れは1口1,000円以上とし、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金については通帳の発行にかえ、預入れの残高を6か月に1回以上通知します。

3. (預金の種類・期間等)

この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

4. (自動継続等)

- (1) この預金（後記8.による一部解約後の残りの預金を含みます。）は、最長預入期間にその元利金の合計額をもって前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 前記（1）の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする新たな預入れがある場合は、これを合算した金額をもって前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (3) 継続された預金についても前記（1）および（2）と同様とします。
- (4) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までに、その旨を申出てください。

5. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は継続停止の申出があった場合に次に定める満期日以後に支払います。
- (2) 満期日は据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに、通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日は、前記（2）に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
- (4) 前記（2）または（3）による満期日の指定がない場合は最長預入期限を満期日とします。

(5) 前記(2)または(3)により、定められた満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同号による満期日の指定がなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

6. (利息)

(1) この預金の利息は、次のとおり計算します。

①預入期間ごとにその預入日(継続したときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた当金庫の店頭表示利率によって1年複利の方法により計算します。

A. 1年以上2年未満 ……………「2年未満」の利率

B. 2年以上 ……………「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」といいます。)

②前期①の利率が変更になった場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日(すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。

(2) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の前記(1)の利息(継続を停止した場合の利息を含みます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。

(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。預入期間ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。)によって1年複利の方法により計算します。

A. 6か月未満 ……………解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満 ……2年以上利率×40%

C. 1年以上1年6か月未満…2年以上利率×50%

D. 1年6か月以上2年未満…2年以上利率×60%

E. 2年以上2年6か月未満…2年以上利率×70%

F. 2年6か月以上3年未満…2年以上利率×90%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

7. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第8条第5項各号のいずれにも該当しない場合に使用するこ

とができ、第8条第5項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の開設をお断りするものとします。

8. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印してこの財産形成期日指定定期預金契約の証(以下「契約の証」といいます。)とともに当店へ提出してください。

(2) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の一部に相当する金額を1万円以上千円単位の金額で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで、次の順序でこの預金を解約します。

①複数口の預金がある場合は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日までの日数が多いものとします。

②前号で、解約日においてすでに満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。また、預入日(継続したときは最後の継続日)からの日数が同じ預金が複数口ある場合は、金額の大きいものから解約します。

(3) 前記(2)において最後に解約することになった預金については、次により解約します。

①その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金金額。

②その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額。

A. その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円

B. その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合は、その払戻請求額

(4) 前三項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人の死亡を当金庫が知った後は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについてはこの限りではありません。

(5) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴ

口または特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為

9. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)

- (1) 契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

10. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

1 1. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

1 2. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

1 3. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとします。「契約の証」は届出印を押印した払戻請求書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。

②複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

③前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。

④第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時

の相場を適用するものとしします。

- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある時には、その定めによるものとしします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとしします。

14. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとしします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相応の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとしします。

以上